

大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考細則

平成20年8月19日制定

平成20年細則第14号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会規程(平成17年規程第4号)第9条の規定により、返還免除候補者の選考方法等に関し必要な事項を定める。

(返還免除申請手続)

第2条 返還免除を申請しようとする者は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める業績優秀者返還免除申請書を所属の研究科長に提出するものとする。

(研究科からの推薦)

第3条 各研究科長は、修士課程(博士前期課程を含む。)及び博士課程(博士後期課程を含む。)の別に、第2条の業績優秀者返還免除申請書を提出した者のうちから、在学中に特に優れた業績を挙げたと認める者について、所定の推薦理由書に関係書類を添付し、推薦順位を付して学長に推薦するものとする。

2 前項に規定する各研究科の推薦者数は、別に定める。

(選考方法)

第4条 大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会(以下「委員会」という。)は、返還免除申請のあった学生の業績について、次の表の該当する業績の種類の評価基準に基づいた評価項目により、総合的に評価し、選考するものとする。

業績の種類	機構が定める評価基準	評価項目	
		大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
1. 学位論文 その他の研究論文	学位論文の研究科委員会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	1 学位論文 2 学位論文の発表 3 その他の研究論文 4 学内の研究報告への掲載 5 学内表彰	1 学術雑誌への論文掲載 2 国際学会での発表 3 国内学会での発表 4 学術雑誌への総説、解説等の掲載 5 その他の研究論文の表彰 6 学会発表賞の受賞 7 招待講演
2. 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が研究科委員会等で特に優れていると認められること。	1 特定の課題についての研究の成果	1 研究の成果の発表

3. 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が研究科委員会等で特に優れていると認められること、又は博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が研究科委員会等で特に優れていると認められること。	1 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果 2 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果	1 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果 2 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果
4. 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	1 専攻分野に関連した著作物等 2 専攻分野に関連したデータベースの構築 3 専攻分野に関連したソフトウェアの開発 4 専攻分野に関連したデザイン設計 5 学内表彰	1 専攻分野に関連した著書 2 学外のコンペ入賞 3 学会賞等の受賞及び競争的研究費の獲得 4 その他の著作物
5. 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	1 特許出願 2 実用新案出願 3 学内表彰	1 特許登録 2 実用新案登録 3 学外表彰
6. 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと研究科委員会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	1 学業成績 2 修業年限の短縮	
7. 研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 リサーチ・アシスタント 2 ティーチング・アシスタント	1 教育研究に係る補助業務
8. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 専攻分野に関連した音楽活動成果・発表 2 専攻分野に関連した演劇活動成果・発表 3 専攻分野に関連した美術活動成果・発表 4 その他の芸術活動 5 学内表彰	1 専攻分野に関連した音楽活動成果・発表 2 専攻分野に関連した演劇活動成果・発表 3 専攻分野に関連した美術活動成果・発表 4 その他の芸術活動 5 学外表彰
9. スポーツ	教育研究活動の成果と	1 学内表彰	1 国内競技会

の競技会における成績	して、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。		2 国外競技会 3 学外表彰
10. ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	1 専攻分野に関連したボランティア活動 2 専攻分野に関連したその他社会貢献活動	1 専攻分野に関連したボランティア活動 2 専攻分野に関連したその他社会貢献活動

2 委員会は、返還の免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮して、選考しなければならない。

(返還免除候補者の推薦)

第5条 学長は、委員会の議に基づき、返還免除候補者に修士課程（博士前期課程を含む。）及び博士課程（博士後期課程を含む。）の別に推薦順位を付けて、機構に推薦するものとする。

2 推薦順位は、各研究科の教育研究の特性等を考慮して、委員会が別に定める方法により付けるものとする。

(免除の許可通知)

第6条 学長は、機構から免除の許可があった場合は、当該各研究科長に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、大分大学大学院における返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成20年8月19日から施行する。
- 2 大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者審査基準（平成17年2月28日制定）は、廃止する。

附 則（平成24年細則第6号）

この細則は、平成24年3月21日から施行する。

附 則（平成27年細則第13号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年細則第8号）

この細則は、令和5年2月15日から施行する。